

令和 7 年第 2 回白馬村議会定例会 産業経済委員会審査報告

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案 3 件です。審査の概要と結果を報告します。

○議案第 4 1 号 白馬村執行機関の附属機関の設置等の関する条例の一部を改正する条例について

白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の別表に白馬村観光地経営会議を加えるもの。

[質疑・意見]

問 観光地経営会議を附属するという違いや会議の実施回数は。

答 担当事務の重要性から、地方自治法に基づく会議体へ移行させて、位置づけたいというもので会議の回数に制限はない。村長の諮問に応じて、外部から意見を聞きながらやるといった構成をする場合は、地方自治法に基づく組織として位置づけをし、その中で会議を開く方針になる。

問 開発審議会や様々な検討委員会があるが、それとは並列ではないということか。

答 様々な委員会や協議会等については、基本的に条例の別表に載せていく考えであり、要綱等が別に定められている。今回については、別表としてまとめる附属機関の条例改正であり、観光地経営会議を 1 項目加えるという法規上の手続きをとっているということになる。

討論はなく採決したところ、議案第 4 1 号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

○議案第 4 2 号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

白馬村山小屋条例の宿泊料金の一部を変更するもの。

[質疑・意見]

問 上限ということであるが、実際の金額どうなのか。

答 今回の条例改正で出しているのは、山小屋料金の上限額を定めたものであるため、この範囲内で料金改定を行なっていく事になる。需要と供給に合わせて料金を変えるということは経営効率を考えるとあり得るため、経営者の判断に委ねられると考える。

[討論]

反対 物価高の中で大変苦勞していることは理解している。しかし、登山者側から見れば厳しい状況は理解できても登山するための負担は大きいため、1.5倍の引き上げには反対する。

賛成 この条例改正は料金の上限枠を決めるためのものと理解する。諸物価高騰だけではなくヘリ輸送料金の高騰もある中で、登山市場の縮小が大きな原因になっていると考えられるため、この条例改正を行なっても問題ないと解釈し、賛成する。

採決したところ、議案第42号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定しました。

○議案第43号 令和7年度白馬村一般会計補正予算(第1号) 所管事項

歳入歳出それぞれ1億9,983万4千円を追加し、歳入歳出予算の予算総額を72億8,983万4千円とするもの。

【農政課関係】

農業振興事業56万2千円の増額は、4月の大風による神城の農業体験実習館のテニスコートの修繕費によるもの。

[質疑・意見]

なし

【建設課関係】

除雪機械整備事業783万円の増額は、機種変更が必要になり予算が不足したための除雪機械購入費によるもの。

[質疑・意見]

なし

【上下水道課関係】

合併処理浄化槽整備事業102万円の増額は、黒豆沢の災害に伴う浄化槽等災害復旧事業の補助金の補正によるもの。

[質疑・意見]

問 浄化槽に限らず、災害復旧事業全体の工事完了はどうなるのか。

〔答〕 災害復旧については、繰越手続等により翌年度に延びることもあるが、基本的には3年という原則がある。

【観光課関係】

山岳観光施設維持補修事業2,915万円の増額は、猿倉山荘の雪害による工事請負費。観光地経営事業6,000万円の増額は、システム改修による宿泊事業者DX補助金によるもの。

〔質疑・意見〕

〔問〕 宿泊事業者というのは、国籍等関係なく経営者であればだれでも適用されるのか。

〔答〕 特別徴収義務者として登録するのであれば適用される。

〔問〕 新規の場合は村の補助が対象外、ソフト面の改修であれば村の補助の対象になるとのことだが、単独で宿泊税を導入するところについては、県の補助が対象外になるとの報道があった。しかし、新規については県の方に補助を依頼してほしいとの説明があったがどういうことなのか。

〔答〕 新規導入する場合は県へ補助を依頼することになるが、ソフト面のシステム改修に関しては、白馬村のように独自課税団体である場合、それぞれの自治体で対応することになっている。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく採決したところ、議案第43号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の審査等についての委員長報告といたします。